

# 本巢市 避難所における被災動物 救援マニュアル



令和6年9月

本巢市

## 1 趣 旨

このマニュアルは、避難所における被災動物の適正な飼養を推進し、被災動物の保護と避難している人の健康と安全確保を図ることを目的とします。

## 2 定 義

### (1) 対象動物

本巣市被災動物救援計画に定める犬・猫などの一般の家庭で飼養されている愛玩動物（以下「ペット」という。）を対象とします。

### (2) 避難所

本巣市地域防災計画に基づき選定されている市民が避難する場所とします。（ペットを同伴で避難する場所となります。）

### (3) 避難所責任者

避難所の設置及び運営に係る責任者とします。

### (4) ペット飼い主の会の設立

飼い主などによりペットの適正な飼養管理を行わせるため、ペットの飼い主全員及びペットを飼養していない人の代表を会員とした会を設立します。

### (5) 一般市民

一般市民とはペットを飼養していない本巣市民のことです。

## 3 飼い主の責務

(1) ペット飼い主は、災害発生時にペットと共に避難所へ避難する場合、次の事項を実施します。

- ・ 移動用の飼育ケージ、リード、ペットフード及び飲料水などをできるかぎり持参してください。
- ・ 狂犬病予防注射の証明書など疾病予防に係る書類をできるかぎり携行してください。
- ・ 疾病を有するペットは、その病歴、治療経過のメモなどをできるかぎり携行してください。

(2) ペット飼い主は、ペットと共に避難所へ避難した場合は、避難所において円滑な共同生活ができるよう次の事項を遵守します。

- ・ 避難所においては、飼い主が責任をもって飼養することが大原則です。
- ・ 動物と一緒に生活することを好まない人、または、できない人がいることを認識し、精神的な苦痛を与えないように配慮します。
- ・ 散歩時などの糞尿などは、飼い主が責任をもって適切に処理し衛生管理に努めます。

(3) ペットの飼養管理に関し、避難所の責任者の指示に従います。

(4) 飼い主と離れた場所で飼養する必要がある場合は、その場所の管理者の指示に従います。

#### 4 避難所責任者の責務

- (1) 避難所責任者は、ペットの適正な飼養を推進し避難所における円滑な運営を図るため、次の事項によりペットを伴った被災者を迅速かつ的確に把握します。
  - ・ ペットを伴った被災者に対し飼い主の住所及び氏名並びにペットの種類、性別、名前、数及び特徴などを届け出るように求めます。【様式第1号】
  - ・ (1)の届出に基づき、別紙【様式第2号】によりペット飼い主名簿を作成します。
- (2) 避難所責任者は、避難所におけるペットに関する飼養ルールを作成し、飼い主に徹底してもらいます。

#### 5 ペット飼い主の会の設立

- (1) ペット飼い主の全て及びペットを飼養していない人の代表を会員として避難所でのペット適正飼養を図るよう運営します。
- (2) 「ペット飼い主の会」は、避難所ごとに避難することが想定される市民間で平常時に設立しておくことが望ましいです。
- (3) 「ペット飼い主の会」は、次の活動を実施します。
  - ・ 飼育ルールなどにより、避難所内でのペットの適切な管理に努めます。
  - ・ 避難所内及び避難所周辺におけるペットに係る衛生管理に努めます。
  - ・ 会員以外のペットを飼養していない人に対して、避難所においてペットと共に生活することについて理解してもらいます。
  - ・ 避難所に設立された自治会との連携を図ります。
  - ・ 避難所におけるペットの飼養に不都合が生じた場合は、会員により協議対応し必要に応じて関係団体へ要請します。

#### 6 本巣市被災動物救援本部の対応

本巣市被災動物救援計画の「5 災害時の対応」に基づき現場に即した活動を進めていきますが、活動内容などは逐次、本巣市被災動物救援本部を通じて被災動物救護所へ報告し、被災動物救護所の指示に基づき本巣市被災動物救援本部より改めて各救援支所及び各避難所の活動状況などの情報提供を行い情報の共有化を進めていきます。

##### (1) 飼育場所の設置

ペット同行避難所に対応するため避難所ごとに飼育施設（テント、倉庫等）を設置します。

ただし、ペットの飼育場所は衛生面などを考慮して避難部屋には入れず、屋外飼育施設により避難市民と隔離した場所に設置します。

また、飼育施設の適切な衛生管理体制の確立に努めます。

- (2) 被災動物情報、飼い主の要望などの収集及び動物救援本部等への協力要請を行います。

- ・ 同行避難動物収容状況（種別・現在数）【様式第3号】
  - ・ 不足資機材・飼料、活動要員等の補充要請【様式第3号】
  - ・ 逸走動物の捜索依頼【様式第4号】
  - ・ 飼い主不明動物保護状況（種別・現在数）【様式第5号】
  - ・ その他応急医療要請【様式第6号】
  - ・ 飼い主への避難所における飼養ルール【様式第7号】の徹底
- (3) 被災動物に関する市民への掲示板などによる広報
- ・ ペット同行避難対応避難所の周知
  - ・ 動物救援本部からの連絡事項等
- (4) ペット飼い主、一般市民から被災動物の適切な飼養、及び健康状態などに関する相談事項への対応
- 被災動物に関する相談事項について動物救援本部などから助言、指導、支援を受け避難している人と被災動物の健康と安全の確保に向け対応します。
- (5) 県が行う被災動物の保護、収容、返還などへの協力
- ・ 飼い主不明動物の一時保護被災動物の保護
  - ・ 保健所等動物収容施設などに保護、収容した被災動物について飼い主の捜索、情報発信を避難所などに設置した掲示板などを利用して行います。
- (6) 本巣市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制の整備
- ・ 資機材の貸出、ペット同伴避難者の受入

## 7 附 則

本マニュアルは、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 避難所ペット登録カード

入所： 年 月 日

退所： 年 月 日

				No.
飼い主	氏名	ふりがな	電話番号 携帯番号	
	住所	〒		
ペット	名前		性別	オス ・ メス
	種類		毛色	
	特徴	※首輪の色、おとなしい、よく吠えるなどの特徴を記入してください 鑑札番号 (No. ) ※犬のみ		
特記事項				

## 避難所ペット登録カード

入所： 年 月 日

退所： 年 月 日

				No.
飼い主	氏名	ふりがな	電話番号 携帯番号	
	住所	〒		
ペット	名前		性別	オス ・ メス
	種類		毛色	
	特徴	※首輪の色、おとなしい、よく吠えるなどの特徴を記入してください 鑑札番号 (No. ) ※犬のみ		
特記事項				



( ) 避難所 動物救援活動報告 (要請)

年 月 日 時現在

活動従事者	所属等		人数		人員補充等の要請			
		動物救護部		名		(要請理由・人数等)		
		飼い主		名				
		ボランティア		名				
		名						
収容動物	事由	種類	現在数		特記事項			
	同行動物	犬						
		猫						
	飼い主不明	犬						
		猫						
要補充物資	品名		数量	備考	品名	数量	備考	
その他	(補充物資以外の要請事項・特に報告すべき事項等)							
	【動物間の感染症が発生した場合の記入欄】  【死亡した動物があった場合の記入欄】							
報告先	本巣市被災動物救援本部：本巣市役所 水道環境部 環境課 電話：058-323-7751 FAX：058-323-1158							

## 逸走動物の捜索依頼受付簿

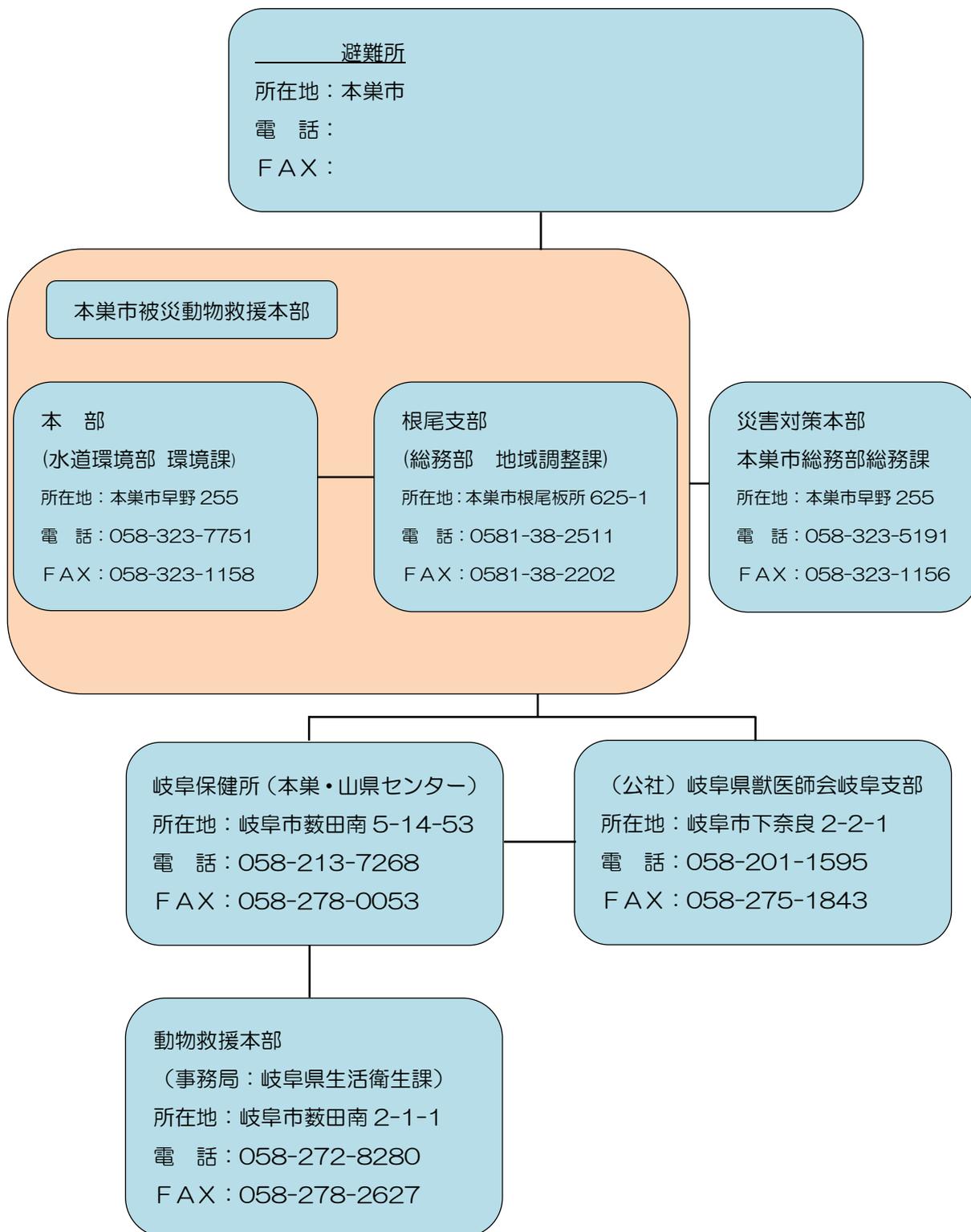
届出日	年 月 日 ( )	避難場所	( ) 避難所、その他	
届出時刻	時 分	記入者		
届出者	氏 名	ふりがな		
	連絡先	電話・携帯		
逸走動物情報	逸走日時	月 日 ( )	時 分	
	逸走場所			
	種 類	犬【鑑札番号 (No. )・無】 年度狂犬病予防注射済票番号 (No. )・無】 猫・その他 ( )		
	特 徴	種 類		
		愛 称		
		性 別	オス ・ メス	
		年 齢	歳	
		大 き さ		
		毛 色		
		毛 長 さ		
		首 輪		
耳 型				
その他				
保健所等への情報提供	( ) 保健所・本巣山県センター	月 日 ( )	時 分	
結 果	発見日時	月 日 ( )	時 分	
	発見場所			
	措 置	① 所有者へ返還 ② 保健所が保護 ③ その他		
	保護場所			
	保護期間	月 日 ( )	～ 月 日 ( )	
	そ の 他	死亡確認 ( 月 日 )		

## 保護動物受付簿

届出日	年 月 日 ( )		避難場所	( ) 避難所、その他	
届出時刻	時 分		記入者		
届出者	氏 名	ふりがな			
	連絡先	電話・携帯			
保護動物情報	保護日時				
	保護場所				
	種 類	犬【鑑札番号 (No. )・無 ) 年度狂犬病予防注射済票番号 (No. )・無】 猫・その他 ( )			
	特 徴	種 類			
		愛 称			
		性 別	オス ・ メス		
		年 齢	歳		
		大きさ			
		毛 色			
		毛長さ			
首 輪					
耳 型					
その他					
保健所等への情報提供	( ) 保健所・本巣山県センター 月 日 ( ) 時 分				
逸走届出との照合	① 月 日現在      ② 月 日現在 ③ 月 日現在      ④ 月 日現在				
収容場所	場 所				
	期 間	月 日 ( ) ~ 月 日 ( )			
措置結果					

※飼い主不明動物の受付を行い、飼育ケージ等を使用して保護する

先 絡 連 等 請 要 療 急 應



## 避難所における飼育のルール

### 飼い主の皆様へ

避難所で人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- 1 避難所に同行できるペットは次の種類です。  
犬・猫など一般の家庭で飼養できるペットで、それ以外は同行できません。
- 2 ペットは決められた場所で、飼育ケージに入れるか、短いリードなどで支柱につなぎとめて飼育しましょう。  
飼育ケージの置き場所・つなぎとめる場所は、本巢市被災動物救援本部の指示に従ってください。
- 3 ペットを避難部屋に入れないでください。
- 4 ペットの飼養にあたっては、定時の給餌・後片付け、ペットの体や飼育ケージなど周辺の清掃・消毒などは飼い主が全責任を持って行いましょう。
- 5 排泄は「動物トイレ」に指定された場所でさせ、後始末をしましょう。
- 6 ペットによる苦情・被害防止に努めましょう。
- 7 避難所のペットたちの生活を維持するため、皆様が共同で行う作業がありますのでご協力ください。
- 8 避難所には、一時保護された飼い主不明動物も収容されます。この動物たちの世話を飼い主の皆様で協力して行っていただくことをお願いします。
- 9 ペットの飼養に必要な飼育ケージなどの資機材やペットフードなどの食糧は、本巢市被災動物救援本部では備蓄していませんので、救援物資が届くまでの間は、飼い主がそれぞれ持ち寄ってください。

